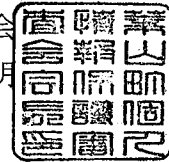


令和元年7月22日

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会
会 長 森 田 明



個人情報保護審査諮問書について（答申）

令和元年5月31日付け葉政第120号により葉山町長から諮問された「プレミアム付商品券実施事業における個人情報の本人外収集、目的外利用、目的外提供について」（以下「本件諮問」という。）に関し、次のとおり答申する。

1 答申

本件諮問については適当と認める。

なお、プレミアム付商品券実施事業のために、本件答申に基づき、個人情報の本人外収集、目的外利用、目的外提供を行ったことを一般に公表すべきである。

2 理由

（1） プレミアム付商品券実施事業

プレミアム付商品券実施事業は、令和元年10月に予定されている消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えする目的で、1枚500円の商品券10枚綴を1冊とし、1冊あたり券面額5,000円の商品券を4,000円で、市町村が販売するものである。

その詳細は、平成31年4月1日付け内閣府政策統括官から各都道府県知事宛の府政経運第78号通知「プレミアム付商品券事業の実施について」（以下同通知別紙の「プレミアム付商品券事業実施要領」を「本件通知」という。）及び令和元年5月23日制定の葉山町プレミアム付商品券事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）により定められている。

対象者がプレミアム付商品券を購入できる期間は、令和元年10月1日から同2年2月29日まで、プレミアム付商品券を使用できる期間は、令和元年10月1日から同2年3月31日までである。

（2） 本件諮問の内容

本件諮問書添付の事業概要書及び主管課の説明によれば、本件諮問の内容は次のとおりである。

なお、別表で、個人情報の類型ごとに、諮問事項、本件通知および本件要綱上の根拠、目的、本人外収集における提供元及び目的外提供における提供先を整理した。

ア 個人情報の本人外収集（葉山町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第5号）

「生活保護受給者の情報」「中国残留邦人等の情報」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の受給者の情報」「DV避難者の情報」及び「施設入所児童等の情報」につき、神奈川県から本人外収集をすることについて

なお、本人外収集は電子メールの送付を受けることにより行う。

イ 個人情報の目的外利用（条例第9条第1項第5号）

「施設入所者（障害児入所施設、乳児院、障害者支援施設）等の情報」「虐待による施設入所障害者の情報」「虐待による施設入所高齢者の情報」「児童手当受給者（DV避難者等）の情報」及び「税務情報」につき、目的外利用をすることについて

なお、目的外利用は、町村情報システム内の情報を利用することにより行う。

ウ 個人情報の目的外提供（条例第9条第1項第5号）

「施設入所児童等の情報」について、住民票の所在する他市町村に提供することについて

なお、目的外提供は、上記他市町村に電子メールで提供することにより行う。

エ 本人通知の省略（条例第8条第4項ただし書及び第9条第2項ただし書）

当事業の対象者でない者に対する通知を省略することについて

（3） 検討

ア 諮問の趣旨

プレミアム付商品券実施事業は、上記（1）の趣旨で国が本件通知に基づき実施することとしたものであり、葉山町においても本件通知に従って本件要綱を定めて実施するものである。

本件諮問は、プレミアム付商品券の購入対象者を特定するために必要な本人外収集、目的外利用、及び目的外提供に関して諮問するものである。

購入対象者は二種類あり、一つは、「扶養外住民税非課税者」すなわち住民基本台帳に登録されている者のうち、市町村民税が課税されていない者等（本件通知第3 1（1）、本件要綱別記1（1）に当たる者）、もう一つは「三歳未満児子育て世帯主」すなわち、住民基本台帳に登録されている者のうち、平成28年4月2日以降に出生した者（本件通知第3 2（1）ないし（3）、本件要綱別記2（1）ないし（3）に当たる者）であるが、それぞれ除外事項があり、対象者の特定のために、本人外収集、目的外利用、及び目的外提供が必要であるとして諮問されたものである。それぞれについて何が必要になるかを整理すると次のとおりである。

イ 扶養外住民税非課税者に関する本人外収集及び目的外利用に関する諮問について

(ア) まず、「扶養外住民税非課税者」を特定するために、「住民基本台帳に登録されている者のうち、市町村民税が課税されていない者等」を絞り込む必要がある。

住民基本台帳から情報を抽出、リスト化することについて、平成31年4月4日付け内閣府プレミアム商品券事業担当室事務連絡「プレミアム商品券事業の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」では、プレミアム付商品券の購入対象者となりうる者について、世帯ごとに、氏名、生年月日、性別、住所及び続柄に関する情報のリストを作成し、当該市町村のプレミアム付商品券事業担当課に提供することは、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められていることから、各市町村の個人情報保護条例の規定に関わらず同条の規定により可能である、としている。これはかかるリストの作成等が、住民基本台帳法に定める目的の範囲内の利用であるとの趣旨と解されるところ、住民基本台帳の趣旨に照らして妥当な解釈と認められる。よって、住民基本台帳から情報を抽出しリスト化することは目的内の利用であり、諮問の対象としていないことは妥当である。

これに対し、「市町村民税が課税されていない者等」を特定するためには、税務情報からの抽出が必要であり、これは税務情報本来の目的の範囲内ではないので、目的外利用に当たる。

(イ) また、「生活保護受給者」、「中国残留邦人等への支援給付の受給者」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく受給者」(本件通知第3 1 (2)、本件要綱別記1 (2)に当たる者)については、それぞれの法律に基づく手当てがされることから、対象外とされている。これらの者を特定し、除外する必要があるが、そのためには、神奈川県からこれらの者を特定する情報の提供を受ける必要がある。

(ウ) 「施設入所児童等」と「施設入所者(障害児入所施設、乳児院、障害者支援施設)等」については、いずれも同じ内容の情報で、同じ根拠規定に該当する者(本件通知第3 1 (4)、本件要綱別記1 (4)に当たる者)であるが、その保護者を購入対象者とすることは妥当でないので除外し、当該児童等を当該施設等の所在する市町村の住民とみなすこととした。そこで、保護者宛に申請書等の送付がされないために、これらの者を特定し、除外する必要がある。

そのために、「施設入所者(障害児入所施設、乳児院、障害者支援施設)等」の情報については、町が保有する情報を利用する必要があるが、これは本来の目的の範囲内ではないので、目的外利用に当たる。

「施設入所児童等」の情報については、神奈川県からこれらの者を特定する情報の提供を受ける(本人外収集)必要がある。

両方について諮問されているのは、どちらのルートからの情報も使えるようにしたいという趣旨である。

また、「施設入所者(障害児入所施設、乳児院、障害者支援施設)等」の情報について、葉山町が、葉山町に住民票のない者について葉山町の住民とみなして申請書等の送付をする場合に、重複送付の防止のために住民票の所在する他の市町村にその旨の情報を提供する必要があり、これは目的外提供に当たる。

(エ) 「DV避難者」(本件通知第3 1 (5)、本件要綱別記1 (5)に当たる者)については、住民基本台帳に登録されている市町村ではなく居住市町村の購入対象者とするために、居住市町村の住民とみなすこととした。そこで住民基本台帳に登録されている市町村から申請書等を送付せず、居住市町村から送付するために、「DV避難者」を特定するための情報が必要になるが、そのためには、神奈川県からこれらの者を特定する情報の提供を受ける(本人外収集)必要がある。

(オ) 「虐待による施設入所障害者」(本件通知第3 1 (6)①、本件要綱別記1 (6)①に当たる者)、「虐待による施設入所高齢者」(本件通知第3 1 (6)②、本件要綱別記1 (6)②に当たる者)に関しても除外規定が置かれているため、これらの者を特定するために町が保有する情報を利用する必要があるが、これは本来の目的の範囲内ではないので、目的外利用に当たる。

ウ 購入対象者のもう一つは「三歳未満児子育て世帯主」すなわち、住民基本台帳に登録されている者のうち、平成28年4月2日以降に出生した者(本件通知第3 2 (1)ないし(3)、本件要綱別記2 (1)ないし(3)により購入対象者とされる者)である。

これに該当する者については、住民基本台帳から情報を抽出、リスト化することになるが、これは前述のように目的内の利用であり、諮問もされていない。

ただし、「三歳未満児子育て世帯主」についても、前記イ(ウ)及び(エ)に該当する者については除外される(本件通知第3 2 (4)(5)、本件要綱別記2 (4)(5))ので、イと同様に、前記イ(ウ)に該当する者については目的外利用及び本人外収集、前記イ(エ)に該当する者については(ここでは葉山町の子ども育成課の情報をを用いるので)目的外利用をする必要がある。

(4) 当審査会の判断

ア プレミアム付商品券実施事業の準備作業の性質

プレミアム付商品券実施事業は、本件通知に基づいて全国一斉に行われる事業であり、制度趣旨に照らし、葉山町においても、これを確実に実施する必要がある。

主管課の説明によれば対象者数は、税務課で抽出される扶養外住民税非課税者が約6,000人、三歳未満子育て世帯主が約650人とされる。対象者がプレミアム付商品券を購入できる期間は、令和元年10月1日から同2年2月29日まで、プレミアム付商品券を使用できる期間は、令和元年10月1日から同2年3月31日までと定められており、抽出や除外が適切にされないことによる発送先の誤りなどにより遅れが生じることがあってはならない。

イ 本人外収集について

条例第8条第3項は、原則として本人以外の者から個人情報を収集することを禁ずるとともに、第5号において、「審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するときその他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき」には例外として認められるとしていることから当審査会

に諮問されたものである。

前記アに述べたように、プレミアム商品券事業では限られた期間に、対象者を確実に特定し（条件に当たるものを抽出し、除外すべきものを除外する）、多数の者に申請書等の書面を送付する必要がある。これに先立って本人からの収集を行うとすれば、より多くの労力及び費用が必要となり、求められる期間内に事業を遂行できない可能性もなしとしない。

対象者に対し利益を与える事業であることからしても、かかるリスクは極力回避すべきである。

同項第2号で、本人の同意に基づき収集することも定められているが、これは本人から収集するのと同じ負担が生じるので同様に妥当とは言えない。

よって、当審査会の意見としては、本人から収集することにより事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認める。

ウ 目的外利用及び目的外提供について

条例第9条第1項は、原則として取扱目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供することを禁ずるとともに、第5号において、「審査会の意見を聴いた上で、必要があると認めて利用し、又は提供するとき」には例外として認められるとしていることから当審査会に諮問されたものである。

この点についても、前記「イ 本人外収集について」で論じた事務の性質に照らし、必要性が認められる。

なお、同項第2号で、本人の同意に基づき収集するという方法もあるが、このやり方では町に大きな負担が生じるので現実的ではない。

よって、当審査会の意見としては、諮問にかかる目的外利用及び目的外提供は必要であると認める。

エ 小括

以上のとおり、本人外収集、目的外利用、及び目的外提供に関する諮問は適当である。

オ 本人への通知の省略に関する諮問について

(ア) 条例第8条第3項第5号により本人外収集を認める場合、原則としてその旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならないが、「審査会の意見を聴いた上で適当と認めた場合」には、通知を省略できる（条例第8条第4項ただし書）。

また、条例第9条第1項第5号により目的外利用又は目的外提供をしたときは、原則としてその旨及びその目的を本人に通知しなければならないが、「審査会の意見を聴いた上で適当と認めたとき」には、通知を省略できる（条例第9条第2項ただし書）。

本件諮問においては、「当該事業の対象者でない者」に対する通知を「対象とならない者は多数となり、その者に対しては申請書等を送付しない」ことを理由に省略することを求めている。

なお、当該事業の対象者については、申請書または引換券を送付するに当たって、上記通知を行うこととしている。

(イ) 通知省略の是非

税務情報については、申請対象外となる町民税納付者は、令和元年度で約16,000人に上ることが見込まれ、これらの者に個別に通知を発送することは、膨大な事務作業を実施機関に課すこととなり、人的物的なコストの負担が生じる上、事業の準備を著しく遅延させるおそれがある。

他の個人情報についても、本人外収集、目的外利用、目的外提供をしたことを本人に通知しないことで格別本人に不利益を与えることはなく、かえって通知することで疑問や不安を生じることになりかねない。

前記イないしエのとおり、本件本人外収集、目的外利用、目的外提供について、本人の利益を損なうことはないとしてこれらを認めたことに照らしても、改めて申請対象外となる者に個別に通知をする必要は認められない。また、後に付言するように、本件答申に基づき個人情報の本人外収集、目的外利用、目的外提供を行ったことを一般に公表すべきであり、これにより経緯を知りうることとなるので、これをもって足りるというべきである。

よって、本人への個別の通知については省略することが適当と認める。

3 付言

前記2(4)カ(イ)に述べたように、この答申では、プレミアム付商品券実施事業のために、本件諮問に係る、個人情報の本人外収集、目的外利用、目的外提供を行ったことを一般に公表すべきとし、それを前提として本人への通知の省略を認めるものであるから、かかる経緯を公表すべきである。

別表

個人情報の類型	諮問事項	本件通知及び 本件要綱の規定	諮問にかかる 収集等の目的	提供元 (提供先)
1 生活保護受給者の情報	本人外収集	第3 1 (2) ① 別記1 (2) ①	発送リストか らの除外	神奈川県
2 中国残留邦人等の情報	本人外収集	第3 1 (2) ② 別記1 (2) ②	発送リストか らの除外	神奈川県
3 ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律の受給者 の情報	本人外収集	第3 1 (2) ③④ 別記1 (2) ③④	発送リストか らの除外	神奈川県
4 DV避難者の情報	本人外収集	第3 1 (5) 別記1 (5)	代理申請停止、 本人へ送付	神奈川県
5 施設入所児童等の情報	本人外収集	第3 1 (4) ①～ ⑥ 及び 第3 2	代理申請停止、 本人へ送付	神奈川県
6 「施設入所者（障害児入 所施設、乳児院、障害者支援 施設）等の情報」	目的外利用	(4) 別記1 (4) ①～⑥ 及び別記2 (4)		—
7 虐待による施設入所障害 者の情報	目的外利用	第3 1 (6) ① 別記1 (6) ①	代理申請停止、 本人へ送付	—
8 虐待による施設入所高齢 者の情報	目的外利用	第3 1 (6) ② 別記1 (6) ②	代理申請停止、 本人へ送付	—
9 児童手当受給者（DV避難 者等）の情報	目的外利用	第3 2 (5) 別記2 (5)	代理申請停止、 本人へ送付	—
10 税務情報	目的外利用	第3 1 (1) ② 別記1 (1) ②	対象者抽出	—
11 施設入所児童等の情報	目的外提供	第3 1 (4) 別記1 (4)	重複送付の防 止	(住民票 の所在す る他市町 村)